

緊急事態措置の実施について

令和3年5月7日発表

5月12日(水曜日)から5月31日(月曜日)までの間、緊急事態措置として、県民の皆さん、事業者の皆さんに要請する内容を決定しました。

【県民の皆様への要請】

県民の皆様へのお願い

日中を含め

不要不急の
外出の自粛！



○日中も含め、不要不急の外出の自粛、特に20時以降は徹底してください。

本日の新規陽性者数はこれまで最も多い472人です。感染力が高い変異株が、このところ約8割を占めています。最も重要なのは、私たち自身が、外出の前にこの外出や買い物は本当に必要なのか、一度立ち止まってしっかり考え、慎重に責任ある行動をとることであり、これが最大の措置だと思います。

緊急事態宣言も発出されたため、県民の皆さんは、外出自粛を徹底してください。

混雑した場所や時間は避け、不要不急の都道府県間の移動や県内でも感が拡大している地域との不要不急の往来は自粛をお願いします。

利用しないで！

**⚠ 感染対策が
徹底されていない店**

**⚠ 休業・時短要請に
応じていない店**

○20代から30代の若年層において、4月中旬以降、急速に感染拡大が見られ、重症化する事例もあります。慎重かつ責任のある行動をとってください。

感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請や営業時間の短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は厳に控えてください。

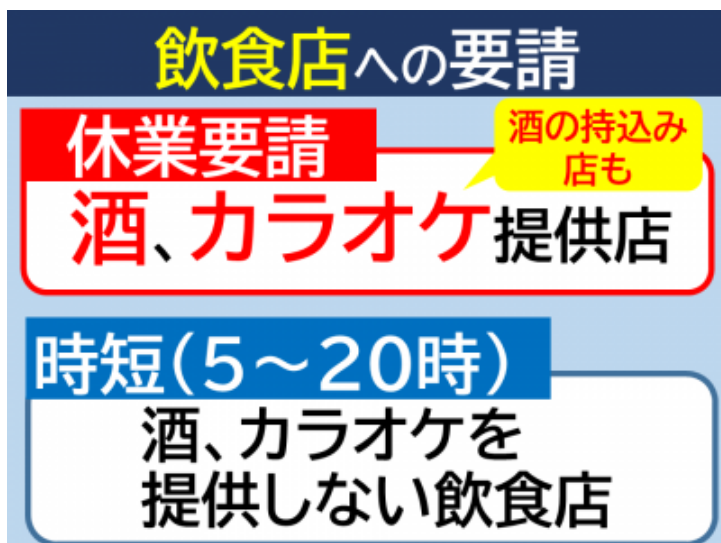
やめてください！

**⚠ 路上・公園
集団での飲食**



○路上や公園での集団での飲食など感染リスクが高い行動は控えてください。

【飲食店等への要請】



○飲食店等において、酒類やカラオケ設備の提供は行わないでください。

酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等には休業をお願いします。利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店も同様に、休業をお願いします。

酒類又はカラオケ設備の提供を行わない飲食店等は、営業時間を5時から20時までの間としてください。

飲食店への協力金

売上高に応じて

4 ～ 10 万円/日

※大企業は、いずれも売上減少額に応じて
最大**20**万円/日

○休業または時短要請に応じ、協力いただいた飲食店には協力金を支給します。

中小企業は売上高に応じて1日4万円から10万円

大企業は売上高減少額に応じて最大20万円

【集客施設への要請】

○大勢の人が利用する床面積 1000 平方メートル以上の施設、例えば、商業施設、運動施設、遊技場、博物館・美術館などについては、営業時間を5時から20時と短縮していただくよう要請します。

また、酒類の提供は行わないようお願いします。

【事業者等への出勤等】

職場への出勤

- 在宅勤務(テレワーク)の活用
出勤の場合も時差出勤、自転車通勤
- 20時以降の勤務抑制
- 休憩室、更衣室、喫煙室でも
感染防止対策を徹底

出勤者
7割
削減

○事業者の皆さんには、出勤者数の7割削減を目指し、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等をお願いします。

出勤する場合でも時差出勤、自転車通勤など人との接触を低減する取り組みを強力に推進してください。

事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制してください。

このところ、事業所でのクラスターも発生しています。昼食時の休憩室、更衣室、喫煙室など居場所の切り替わりは、感染リスクが高まるため、感染防止対策の徹底をお願いします。

【イベント開催制限】

○収容人数については、上限5,000人または収容率50%以内のいずれか小さい方となります。

加えて、開催時間について、21時までとするようお願いします。

【県有施設・県主催イベント】

○県では、今回、緊急事態措置として対策を強化するため、県有施設について、原則、閉館とします。

県主催イベントについても、原則、中止・延期とします。

【医療提供体制】



○これまで、県民及び事業者の皆さんのご理解とご協力のもと、感染拡大防止の徹底と医療提供体制の強化に努めてきました。

医療提供体制については、4月19日時点で802床であった新型コロナ陽性患者を受け入れる病床は、随時増床を図り、本日新たに67床確保したことにより、1,007床に増床しました。

また、宿泊療養施設は、本日、北九州市内に新たな施設を開設し、計1,538室となりました。

引き続き、病床については目標の1,220床、宿泊療養施設については目標の2,000室の確保に向けて、関係者と協議を進めていきます。